

平成 21 年 4 月 21 日現在

可搬型階段昇降機安全指導員研修について

平成 21 年 4 月より介護保険制度に導入された階段移動用リフトや車いす付属品としての階段昇降機については、使用の際の誤操作による転落事故を防ぐために、貸与等の提供時に、操作者に対して操作講習を行うことが義務付けられています。

また、提供を行おうとする福祉用具専門相談員が、「階段移動用リフトの製造事業者等が実施している講習を受講し、かつ、当該講習の過程を修了した旨の証明を受けていること」も合わせて義務化されました。

それに対応し、(財)テクノエイド協会は、操作者が可搬型階段昇降機を安全に取り扱えるようにするため、標準化された操作方法を適切かつ安全に指導できる福祉用具貸与事業者の養成を目的として、メーカー各社と協力し、福祉用具貸与事業者向けの「階段昇降機安全指導員研修」を開始します。

(1) 受講対象者

下記の ならびに を満たす者

福祉用具専門相談員の条件

現在、在宅で利用者に接し、選定・適合業務(事務・消毒・搬出入のみの業務担当者を除く)に2年以上従事し、車いすの取り扱い並びに移乗介助が安全かつ適切に行えるレベルであること。

なお、レンタル卸専門の事業者が本研修を受講する場合、 の限りでない。

福祉用具貸与事業者の条件

可搬型階段昇降機の製造事業者・輸入事業者等との契約を締結している貸与事業者、またはレンタル卸事業者が可搬型階段昇降機を取り扱い、そのレンタル卸事業者との契約を締結している貸与事業者。

(2) 受講対象機器

床走行式による階段昇降機能を有した移動用リフトまたは車いす付属品

(3) 研修内容

下記2種類の研修修了者に対し、(財)テクノエイド協会は「可搬型階段昇降機安全指導員」の資格を認定致します。

機種別研修（４時間）

可搬型階段昇降機の操作方法・指導方法の実技研修。各メーカー・機種毎に受講。

基礎研修（４時間）

可搬型階段昇降機を提供する上で必要な知識を学ぶ座学・修了試験。

機種別研修の受講免除について

平成 21 年 3 月 31 日までに受講対象機器メーカーが貸与事業者を対象に実施した操作訓練（メーカー研修）を受講している場合、機種別研修を免除します。

移行期間について

平成 21 年 9 月末までは移行期間とし、貸与事業者は機種別研修もしくは平成 21 年 3 月 31 日迄に実施されたメーカー研修を修了していれば、期間中、安全指導員の（仮）資格を有するものとし、介助者に対する可搬型階段昇降機の操作方法の指導が可能であるものとします。

上記の方が 10 月以降も資格を継続するためには 9 月末までに基礎研修を修了し安全指導員の（正）資格認定を受ける必要があります。

（４）研修実施日

機種別研修

メーカー毎に開催されます。実施日等につきましては受講対象機器メーカーへお問い合わせください。

基礎研修

平成 21 年 6 月中旬～9 月末の間に全国 8 ヶ所（北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、熊本県）で開催予定です。詳しくは近日公開する開催要綱をご覧ください。

財団法人テクノエイド協会 普及部
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1 - 1 セントラルプラザ 4 階
TEL : 03-3266-6884 FAX : 03-3266-6885
E-mail : yabe@techno-aids.or.jp